

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年10月26日 07時15分ごろ
発生場所	青森県五所川原市十三湖河口付近 十三港南突堤灯台から真方位335° 200m付近 (概位 北緯41° 02.2′ 東経140° 19.1′)
事故の概要	プレジャーボート ^{せいはく} 西北丸は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年10月27日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 西北丸、5トン未満（長さ3.24m）
船舶番号、船舶所有者等	212-9855青森、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2 海象：波向 西、波高 約1.5m、水温 約19℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りをを行う目的で十三湖北西岸にあるマリーナを出発し、十三湖河口から日本海に出た後、約100m北進した。</p> <p>本船は、船長が波の高さを見て引き返すこととし、反転した後、十三湖河口に向けて南進中、西方からの波を右舷側に受けて船体が持ち上げられ、左舷側に転覆した。</p> <p>付近の陸上にいた釣り人は、本船が転覆したところを目撃し、110番通報した。</p> <p>船長は、付近の海岸に自力で泳ぎ着き、消防隊員等に救助された後、救急車で五所川原市の病院に搬送され、低体温と診断された。</p>
分析	本船は、十三湖河口付近を南進中、右舷方から波高約1.5mの波を受けたことから、船体が持ち上げられ、左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、十三湖河口付近を南進中、右舷方から波高約1.5mの波を受けたため、船体が持ち上げられ、左舷側に転覆したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型の船舶は、風波の影響を受けやすいので、^{たん}堪航性、気象、海象等を考慮し、出航の可否を慎重に判断すること。 ・ 河口付近では、河口流（河口付近で発生する河川流と海浜流、潮

	<p>汐流が入り混じった複雑な流れ) の作用により、波が集中して波高が高くなる場合があるので、注意すること。</p>
--	--